

仕様書

1 購入物品の名称及び数量

録音・録画装置（設置型）撮影装置部 16式

2 購入物品の概要

録音・録画装置（設置型）（以下「録音・録画装置」という。）は、警察署の取調室内においてカメラ・マイクにより映像音声を撮影する「撮影装置部」及び当該警察署内の事務室において撮影装置部からリアルタイムに送信される映像音声を、即時に映像にタイムコードを付した上でハードディスク及びディスクメディア（DVD-R/BD-R）に同時に録音・録画する「記録装置部」から構成され、記録装置部は、撮影装置部から送信されタイムコードを付した映像音声をモニター・スピーカーに表示・再生させる機能を有するもの。

受注者は今回購入する撮影装置部（以下「本装置」という。）を発注者が指定する場所にそれぞれ納入し、既設の撮影装置部を取り外したうえで、本装置の設置及び調整（本装置及び既設の撮影装置部の映像音声が正常に撮影され、記録することが可能となる状態にすること。）を行うこと。

3 購入物品の仕様等

別紙1「詳細仕様」のとおり

4 納入期限

令和8年3月31日

5 検査及び納入方法等

(1) 納入期限までに別紙2「納入場所一覧」のとおり納入、取り外し、設置及び調整（以下「納入等」という。）を行い、各警察署担当者（以下「署担当者」という。）の検査に合格することにより納入等の完了とする。納入等が完了すれば署担当者に対し受領書を示しその署名押印を受け、速やかに出荷報告書と共に刑事部刑事企画課担当者（以下「担当者」という。）に提出すること。

なお、これらに要する経費は受注者の負担とし、取り外した撮影装置部は署担当者に交付すること。

- (2) 本装置を使用するために必要なマニュアル及び技術資料（日本語に限る。）は、本装置一式につき一部納入すること。ただし、マニュアル及び技術資料が既設の録音・録画装置に付属する物と同一で、署担当者が納入の必要が無いと認めたときは、この限りではない。
- (3) 本装置の調整終了後、署担当者に操作方法を説明すること。
- (4) 納入等の際、各警察署の建物施設及び機械機器類を破損、滅失等させた場合は、受注者において原状回復することとし、その一切の費用を負担すること。
- (5) 納入等で生じた梱包資材については、全て受注者の責任において処分すること。
- (6) 納入等に当たっては、担当者及び署担当者と納入計画について綿密な調整を行うとともに、1ヶ月に1度以上、納入の進捗状況を担当者に報告すること。

6 受注者の条件

受注者は以下の条件を満たしていること。

- (1) カメラ及びマイクによる映像音声の撮影を行う装置、ドーム型カメラ、シーリングマイク等（設置工事を含む。）、撮影された映像音声をHDD、DVD、BD等にリアルタイムに記録する装置について、1年以上の生産又は販売実績を有する者であること。
- (2) 日本国内において録音・録画装置の機能確認を行う設備を準備でき、発注者の立会に応じられること。
- (3) 本装置に係るアフターサービス、修理、部品提供等を納入後7年以上にわたり速やかに行い得る体制を有すること。
- (4) 担当者及び署担当者からの依頼後、速やかに本装置の詳細について理解した保守要員を派遣できること。
- (5) 受注者はISO9001等の公的機関による認証あるいはこれと同等の品質管理体制を有していること。
- (6) 入札参加資格確認審査までに総務部会計課に、(1)から(5)を疎明する資料及びカタログ等物品の仕様を確認できる資料を提出し、担当者の確認を受けること。

7 提出資料

- (1) 受注者は、契約締結後、下記の書類を各一部ずつ担当者に速やかに提出し、承認を得ること。提出書類は原則としてA4版縦又は横書き、日本語とし、専門用語については必ず説明を付すこと。

ア 納入等スケジュール表

イ 保守及びサービスの体制表

ウ 機密保持体制等（本作業における機密保持の体制、方法、文書管理方法等を示す資料）

エ 資本関係・役員の情報、事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報

(2) 機器の故障等により本装置が作動しなかった場合は、署担当者の求めにより故障等で作動しなかった旨を証明する文書を遅滞なく署担当者に提出すること。

8 契約不適合責任等

(1) 納入後において、設計等に起因する障害等の不具合が生じた場合は、受注者の責任において無償でその対応を行うこと。また、納入後の機器やソフトウェアに脆弱性を発見した場合には、発注者に連絡しその対応を行うこと。

(2) 納入後1年間は、発注者側の故意又は過失による場合を除き、装置に故障等が発生した場合は、受注者の責任において技術料を含めて無償で修理又は同等品との交換を行うこと。当該修理等は保守員による出張修理を原則とする。

(3) 修理に時間を要する場合は、代替品を提供すること。

(4) 修理、交換等によりHDDを警察施設外に持ち出す必要が生じた場合には、当該HDDのデータ消去を確実に実施し、担当者に消去完了報告書を提出すること。

9 その他

本仕様書に定めのない事項により疑義が生じた場合には、発注者と協議し、その指示に従うこと。

詳細仕様

1 撮影装置部 1 式の構成等

- (1) 本装置の構成は以下のとおりとする。
- ・ ドーム型カラーカメラ 1 台
 - ・ シーリングマイク 1 台
 - ・ 作動表示ランプ 1 台
 - ・ その他仕様書記載の機能を達成するために必要な機器
- (2) 本装置は、カメラ及びマイクで取調室内の映像音声を撮影し、ケーブルを通じて、リアルタイムかつダイレクトに記録装置部に当該映像音声を送信する機能を有すること。
- (3) 取調室外の入口付近に設置された作動表示ランプにより、カメラ及びマイクの作動状況が確実に識別できる機能を有すること。

2 各機器の仕様等

(1) ドーム型カラーカメラ

ア 仕様

- 有効画素数 : 38万画素程度以上（アナログカメラを用いる場合にあっては水平解像度540TV本程度以上のもの）
- レンズ焦点距離 : 3.0mm ～ 6.0mmを包含する焦点距離を有すること
- 画角 : カメラから被写体までの距離を2.1メートルとしたときに、DVD/BDに録画できる垂直幅（被写体の高さ）を2メートル程度以上確保できること
- 逆光補正 : ワイドダイナミック方式
- 給電方法 : PoE方式 又は 同軸重畳方式
- ドーム部 : スモーク仕様（直径110mm以下（本体部を除く））
- 設置金具 : 天井埋込み型
- その他 : RBSS認定その他の公的な性能認定を受けていること

イ 撮影した映像をケーブルを通じて、リアルタイムかつダイレクトに記録装置部に送信する機能を有すること。

ウ ケーブルを通じて、本装置から給電できるよう設置すること。ただし、設置すべきケーブルが長距離（概ね100メートル以上）となる場合において、ケーブルの途中にハブ等の中継機器を設置する必要があるときは、担当者と協議の上、当該中継機器において電源供給を行う構成も可とする。

エ 本装置に送信する映像は、VGA（640×480）フレームレート30fpsの水準又はそれ以上の水準を維持すること。

オ 取調中の被疑者の容貌を撮影しつつ、同時に取調官の容貌の一部も撮影できるように設置場所を調整すること。

カ モニター上での簡易な操作により、ズーム・フォーカス・輝度設定が可能であること。

キ 納入場所に既設の録音・録画装置（ソニックガード株式会社製、RH-WRS22）の記録装置部と連携し、正常に作動すること。

なお、記録装置部との連携方法については、事前に担当者と協議の上、決定すること。

(2) シーリングマイク

ア 仕様

型式	: エレクトレット（バックエレクトレット）コンデンサー型
指向特性	: 単一指向性
周波数特性	: 300Hz～5 kHzを包含する周波数特性を有すること
感度	: -35dB±3.5（0 dB=1 V/Pa、1 kHz）（より高感度のマイクとすることを可とする）
給電方法	: プラグインパワー方式
カバーパネル	: パンチングネット（スピーカーパネル） （金属製、白色又は灰色、直径180mm以下）

イ 録音した音声をケーブルを通じて、リアルタイムかつダイレクトに記録装置部に送信する機能を有すること。

ウ ケーブルを通じて、記録装置部（ドーム型カラーカメラを経由することを可とする）から給電できるように設置すること。

エ 天井面にはカバーパネルのみを露出し、マイクユニットは天井内に設置すること。

オ 署担当者が指定する位置にマイクを設置及びマイクを指向すること。

カ 納入場所に既設の録音・録画装置（ソニックガード株式会社製、RH-WRS22）の記録装置部と連携し、正常に作動すること。

なお、記録装置部との連携方法については、事前に担当者と協議の上、決定すること。

(3) 作動表示ランプ

ア 取調室外の入口付近の署担当者が指定する場所に設置し、取調室のカメラ及びマイクの録音・録画のON/OFF（記録装置部における録音・録画の開始・停止）の状態がランプ点灯により確実に識別できること。

イ 納入場所に既設の録音・録画装置（ソニックガード株式会社製、RH-WRS22）の記録装置部と連携し、正常に作動すること。

なお、記録装置部との連携方法については、事前に担当者と協議の上、決定すること。

3 本装置に関するその他の事項

ア 本装置と既設の録音・録画装置の接続及び本装置を構成する各機器間の接続は受注者が行うこと。

イ 本装置が映像音声を送信するケーブルの敷設は受注者が行うこと。

ウ ケーブルは天井内配線を原則とするが、施設の構造等の理由によりこれにやむを得ない場合には、署担当者と協議の上、床下配線、モール配線等の代替の方法による敷設を行うこと。ただし、取調室内においてはケーブル、モール等の露出がないこと。

エ 記録装置部に送信される映像音声の品質は、カメラ及びマイクが記録する映像音声の品質から著しく劣化することのないよう設置及び配線すること。

納入場所一覧

No.	所 属	【型式】	記録装置部 設置場所 (階数)	撮影装置部 設置場所 (階数)	納入数量 (式)
1	川端警察署 〒606-8351 京都市左京区岡崎徳成町1 ☎ 075-771-0110	1－4型	刑事課 (2階)	刑事課3号取調べ室 (2階)	1
2	上京警察署 〒602-8386 京都市上京区御前通今小路下る馬喰町692-1 ☎ 075-465-0110	1－4型	刑事課 (2階)	刑事課2号取調べ室 (2階)	1
3	東山警察署 〒605-0862 京都市東山区清水4丁目185-6 ☎ 075-525-0110	1－4型	刑事課 (2階)	取調べ室8 (2階)	1
4	下京警察署 〒600-8413 京都市下京区烏丸通高辻上る大政所町682 ☎ 075-352-0110	1－4型	刑事課 (3階)	取調べ室403 (4階)	1
5	下鴨警察署 〒606-8206 京都市左京区田中馬場町6 ☎ 075-703-0110	1－4型	刑事課 (2階)	刑事課4号取調べ室 (2階)	1
6	伏見警察署 〒612-8384 京都市伏見区下鳥羽浄春ヶ前町101 ☎ 075-602-0110	1－4型	刑事課 (3階)	刑事課5号取調べ室 (3階)	1
7	山科警察署 〒607-8185 京都市山科区大宅神納町167 ☎ 075-575-0110	1－4型	刑事課 (2階)	刑事課2号取調べ室 (2階)	1
8	右京警察署 〒616-8162 京都市右京区宇太秦峰岡町31 ☎ 075-865-0110	1－4型	刑事課 (2階)	刑事課1号取調べ室 (2階)	1
9	南警察署 〒601-8444 京都市南区西九条森本町39-2 ☎ 075-682-0110	1－4型	刑事課 (2階)	取調べ室12 (2階)	1
10	北警察署 〒603-8202 京都市北区紫竹東桃ノ本町25 ☎ 075-493-0110	1－4型	刑事課 (2階)	刑事課1号取調べ室 (2階)	1
11	西京警察署 〒615-8236 京都市西京区山田大吉見町7・8合地 ☎ 075-391-0110	1－4型	刑事課 (2階)	刑事課4号取調べ室 (2階)	1
12	向日町警察署 〒617-0006 京都府向日市上植野町上川原5 ☎ 075-921-0110	1－4型	刑事課 (2階)	刑事課4号取調べ室 (2階)	1
13	八幡警察署 〒614-8071 京都府八幡市八幡五反田37-8 ☎ 075-981-0110	1－4型	刑事課 (2階)	刑事課2号取調べ室 (2階)	1
14	田辺警察署 〒610-0332 京都府京田辺市興戸小毛詰1 ☎ 0774-63-0110	1－4型	刑事課 (2階)	刑事課3号取調べ室 (2階)	1
15	亀岡警察署 〒621-0805 京都府亀岡市安町大池8 ☎ 0771-24-0110	1－4型	刑事課 (2階)	刑事課2号取調べ室 (2階)	1
16	福知山警察署 〒620-0882 京都府福知山市字堀小字上高田2108-3 ☎ 0773-22-0110	1－4型	刑事課 (2階)	刑事課3号取調べ室 (2階)	1
	合 計 (台)		合 計 16式		